



表紙写真：大阪ミナミ400年祭で賑わう道頓堀川風景 撮影：加藤 忠広

C O N T E N T S

- | | | | |
|----|---|----|----------------------------|
| 01 | 特集1 税務トップ対談丸尾署長VS上野山会長 | 09 | 税だより(贈与税の税制改正のあらまし) |
| 03 | 特集2 ふるさと人物紀行
— 市長に聞く 大東市長 東坂 浩一さん — | 10 | 税だより(府税事務所からのお知らせ) |
| 05 | らうんじ — 査察について 長谷 善昭さん — | 11 | 郷土の味めぐり — 泰弘水産(株) — |
| 06 | ひろば — 音楽の魅力と楽しみ方 中島 達男さん — | 12 | 名所ところどころ — 大東のぞき観光ステーション — |
| 07 | 税だより(消費税法改正のお知らせ) | 13 | 門真税務署職員一覧 |
| 08 | 税だより(マイナンバー導入チェックリスト) | 14 | 部会だより |



郷土四市の地域を結び、繋ぐ

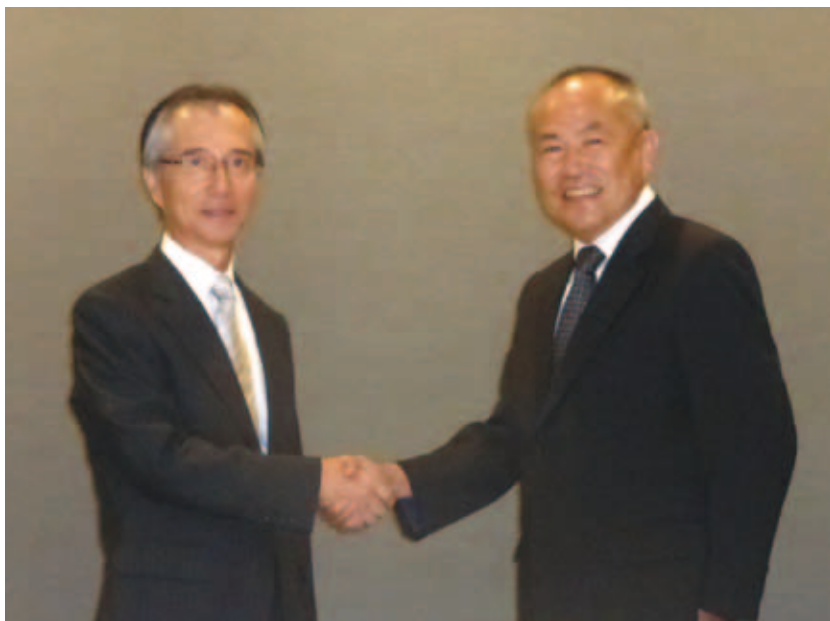
税と繁栄

門真納税協会

検索

<http://www.nk-net.co.jp/kadoma/>

税務TOP 対談



公益社団法人門真納税協会
会長 **上野山 実**

門真税務署長
丸尾 邦広



聞き手
広報部会長
藤本 和俊

**適正公正な課税の実現をめざして
関係協力機関と連携して！**

藤本部長 本日はご公務大変お忙しいところ、丸尾署長様、上野山会長様には限られた時間ではございますがどうぞよろしくお願い申し上げます。

丸尾署長様におかれましては、この7月の異動で大阪国税局調査第二部門統括官より門真税務署長にご着任されたわけですが、ご着任早々で恐縮ですが税務行政についての抱負をお聞かせ頂きたいのですが。

丸尾署長 この度の異動で、伝統ある門真納税協会の皆様方とお付き合ひさせていただくことになりましたことを大変嬉しく思っております。

納税協会の会員の皆様方には、日頃から税務行政に対しまして、深いご理解と格別のご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

税に携わる我々の使命は「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことであります。

その使命を果たすため、納税者サービスの充実に努めるとともに適正な申告を行った納税者の皆様にも不公平感を持たれないよう、適正・公平な課税・徴収を実現したいと考えています。

納税者サービスの充実という面では、自宅等からインターネットを利用して申告できるe-TAX（電子申告）の更なる普及に取り組んでまいります。

また、適正・公平な課税・徴収の実現という面では、納税者の皆様の利益の保護を図りつつ、大口・悪質な案件には厳正な対応を行うこととしています。

なお、平成28年1月から本格的な運用が開始される社会保障・税番号制度（いわゆるマイナンバー制度）は、社会保障・税番号制度の効率性や透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として導入されます。

平成27年10月から、個人番号（12桁）及び法人番号（13桁）が通知され、税の分野では、申告書や法定調書など、税務署に提出する書類に、個人・法人番号を記載することとされています。

マイナンバー制度は、新しい制度ですので、この制度の定着を今年の最重要課題の一つとして取り組んでまいりたいと考えております。

公益社団法人門真納税協会の会員の皆様方には、永年にわたり、地域に密着した幅広い事業活動とともに充実した広報活動に積極的に取り組んでおられると伺っておりますので、引き続き皆様方と手を携えて地域社会の納税意識の高揚に努め、課された使命を果たしたいと考えております。

ご協力の程、どうぞよろしくお願いいたします。

藤本部長 上野山会長より、今年度の抱負をお聞かせください。

上野山会長 門真納税協会は、伝統ある歴代会長のもと推進してこられた活動を引き継ぎ、時代に合わせさらに発展してまいりたいと考えております。

その中で、公益社団法人としてスタートし第5期目を迎えており「参加して良かった、入会して良かった」と思われる魅力ある納税協会を目指して、役員の皆様はじめ関係各位のご協力を得て、積極的な事業活動を展開しております。

納税協会の現状は、会員数の減少や、助成金等収入の減少により、協会財源も減少しており、今後、事業活動を始めとしまして、運営費用の効率化など抜本的な見直しが迫られているのも実情です。

一方で国際環境、日本の人口構造の変化に合わせた税制の改正が実施されており、納税協会としても、税知識を普及し、



申告納税制度を推進し、公平な税制と円滑な税務行政の執行に寄与する事業活動の推進が重要です。

このため六事業部会（総務・広報・法人・個人資産税・間税・青年）による、会員相互の交流発展と併せ、種々の講演会、説明会、研修会、機関誌の発行等を行い、公益性の高い事業に積極的に取り組んでいます。

丸尾署長 平成26年度当初予算の歳入は95兆8,823億円であり、そのうち52.

1%の50兆10億円は租税収入で賄われており、残り43.0%の41兆2,500億円が公債金収入、4.8%の4兆6,313億円がその他の収入となっています。

租税収入を税目別にみると、所得税が15.4%の14兆7,900億円、法人税が10.4%の10兆180億円、消費税が16.0%の15兆3,390億円、その他の税収（揮発油税、酒税、相続税など）が10.3%の9兆8,540億円となっています。

次に、国の歳出は、95兆8,823億円であり、構成割合の高いものからみると、31.8%の30兆5,175億円が医療、年金、介護生活保護、社会福祉などに使われる社会保障関係費、24.3%の23兆2,702億円が国債の元利払いに充てられる国債費、16.8%の16兆1,424億円が公共サービスに格差が生じないよう調整するために支出する地方交付税交付金等、6.2%の5兆9,685億円が住宅対策やインフラ整備などに使われるほか災害が起こったときの復旧事業のためにも使われる公共事業費、5.7%の5兆4,421億円が教育などにかかわる文教及び科学振興費となっています。

我が国の税金は、納税者自らが税務署へ申告を行い、自ら納付する申告納税制度を採用しています。この申告納税制度が適正に機能するためには、納税者が高い納税意識を持ち、憲法・法律に定められた納税義務を自発的かつ適正に履行することが必要です。

会員の声を反映した事業推進と役員一丸で組織強化へ向けて！

上野山会長 納税協会の事業活動を行う上で、広報広聴活動は大変重要だと考えております。

税知識の普及を推進する公益社団法人として、会員はもとより非会員の企業や市民の皆様に参加して頂くためにも広報活動は重要です。

ITCを活用した広報、ホームページのより親しみやすいリニューアルを行い、より多くの方に参加頂けるよう広報部会の役員の皆様には、新しい発想で会員の声を反映する広報活動を行っていただきたいと考えております。

また、経済状況が好転の兆しのこの期に、各地区副会長を中心として会員増強活動を積極的に推進して頂き、活性化を計っていききたいと思います。

協会の事業活動を通じて、新入会員の皆様を始め、会員相互の交流を計りビジネスチャンスを高め、会員企業の繁栄に役立つ納税協会としての使命も果たしていきたいと思っております。

藤本部長 最後に、ご着任されました丸尾署長様の人となりとして、出身地、ご趣味等お聞かせいただければ...

丸尾署長 出身地は長崎県長崎市で、前任の森署長とは、同じ高校であることが、事務の引継時に初めて知った次第です。私の趣味は2つ。

1つ目は、高校山岳部からの登山です。昭和48年8月、長崎県代表として大台ヶ

原で開催されたインターハイに参加することができました。日本百名山も残りわずかとなりましたが、家から近い大峰山などで、山歩きを楽しんでいます。

2つ目は、家庭菜園です。狭い庭の一角を耕し大根、ネギ、さつまいも、トマトなどを栽培しています。

この2つの趣味がストレス発散につながっています。

着任時の職員へのあいさつで5つの健康（心、体、経済的、社会的、家庭的）を、と職員にお願いしました。私自身、率先して5つの健康を維持し、皆様方と有意義な一年を過ごしたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いたします。



署長・会長対談を終え、門真税務署副署長、納税協会副会長を交え両代表エールを交換！

市長に聞く (大東編)

ふるさと 人物紀行

大東市の魅力発信！人と街

新たな大東創生へ、歴史・文化・教育は活力源

大東市が熱い！ その処方箋を聞く

地方創生、少子高齢化等の様々な環境変化の中で今、地域も活性化と魅力づくりに取り組んでいます。

そこで今回、大東市の様々な活性化事業を推進している東坂大東市長にこれからの抱負を語っていただきました。

次代を担う子供たちへ 税の大切さを伝えたい

従来の地方交付税制度が大きく変化し、地方創生への地域の自立が重要な時代に、まず青少年の環境と育成が最重要課題と位置づけて積極的に取り組んでいます。

少子高齢化が進む中、若い人たちは大東の未来を担って

もらう大切な人財です。安心して大東に住み、家庭で育ち、学校で学ぶためにも良い環境が必要です。

現在取り組んでいる施策は福祉や子育て、教育やまちづくりなどいづれも重要な施策ばかりですが、租税教育も重要だと考えています。なぜなら国民・市民の皆様の税金がなければ施策を実現することができないからです。

「税」には納税と徴税があります。私は次代を担う子供たちへ納税の大切さを分かってもらいたいと思っています。どういった仕組みで地域が成り立っているかを税を通して分かりやすく、理解してもらいたいのです。

住みたいまち大東を 目指して

市長就任以来、最初に取り組んだのが大東市の様々な市民の要望や課題を集約するため、中学校区で「全世代地域市民会議」を創設することでした。的確に市民ニーズを集約することが、まちづくりにとって重要です。「このまちに住みたい、住み続けたい」と思ってもらえる「大東づくり」を目指して私だけでなく職員も一丸となって市民の皆様と共に努力しています。私自身もこの街に生まれ、育ち、そしてPTA活動や青年会議所活動をしてきました。そういった経験を通じて肌で感じてきたことを一つ一つ市政の取り



大東市の
マスコットキャラクター
「ダイトン」

大東市長 東坂 浩一さん(52歳)

プロフィール

大阪府大東市出身
昭和38年3月26日生
大東市立住道北小学校卒業、大東市立住道中学校卒業、
私立清風高等学校卒業、関西学院大学経済学部卒業
昭和60年4月OSKA STEEL Co.Ltd
(米国マサチューセッツ州ウースター)、
平成元年7月株式会社三住建設、平成21年1月同社代表
取締役社長、平成24年5月大東市長就任

大東市の魅力紹介

大東市は、三世代家族の同居支援推進事業、歴史的資源の活用、安心して教育が受けられるまちづくりなど、次世代まで住み続けたいと思っていただけるようなまちづくりを進めていきます。



大東市の魅力を発信

大東市が有している都市の魅力を高めることで、市民が誇れるまちをつくります。
(写真は5月に開催した野崎まいりクルージングの様子)



大東ホット給食の実施(中学校)

ランチボックス方式で、おかずは各校の配膳室で再加熱して提供するので、四季を通じて温かいものを提供しています。



学力向上や授業改善

教育専門家などからなる学力強化チームによる学力の向上対策や、学力の定着のための市共通到達度確認テストを実施しています。

大東市の景観、歴史文化を活かしてさらなる魅力発信を！

組みの中で反映し具現化していきたいと思っっています。

私は、歴史が好きで特に南北朝時代の歴史に興味を持っています。戦国時代に飯盛山を拠点に畿内統一を成し遂げた三好長慶、世界的にも知られる日本のキリシタン大名の発祥地とも言われている三箇地域など、大東市には素晴らしい歴史遺産があります。

このような数々の歴史秘話を素材に、大東市の景観の魅力を加えて、新しい魅力として野崎、飯盛山の都市景観構想を発信していきたいと思っっています。

今年の6月28日(日)に野崎参道商店街の方々が、観光客や飯盛山のハイキングに訪れた方を対象とした大東のぞき観光ステーションを作ってくださったのも地元の方々の市民力の表れです。
生駒山系の景観づくりもこれからの大東市の大きな魅力にしていきたいと思っっています。

大東市の活性化にどう取り組むか

大東市民にもっと大東市を知ってもらうため、市の広報、広聴の充実を図っていききたいと考えています。大東市の新たな創生ビジョンづくり、三世代家族の同居等の支援や、歴史文化の活用、安心して教育が受けられるまちづくりを中心に13万人都市大東の実現に向けて、次世代まで住み続けたいと思っただけのようなまちづくりがこれからの目標であり、大きなテーマです。

取材後記

一期3年を経過した東坂市長にこれからの大東の街づくり、教育、歴史文化遺産を活かした大東の魅力と都市景観づくり等幅広いお話を多忙を押し約1時間半にわたり熱く語って戴いた。

特に南北朝時代、歴史上の人物では三好長慶が好きで、ロックミュージックが好きと。ご自身もギター演奏をされる多趣味の行動派の市長さん。

市長とのインタビュで感じたのは、NHK大河ドラマ「花燃ゆ」の吉田松陰の言葉で「蒼天の夢」。夢なき者に理想なし、理想なき者に計画なし、計画なき者に実行なし、実行なき者に成功なし、故に、夢なき者に成功なし。全て学んだことを実行する志がこれからの大東市政の実施に日々感性豊かに活かし活動されているのが印象的でした。

〔文責・加藤忠広〕



取材を終えて、東坂市長と藤本広報部会長・中原副部会長と(H27.7.9)

今年の7月の人事異動で門真税務署副署長を拝命しました長谷でございます。公益社団法人門真納税協会の会員の皆様には、平素から税務行政全般にわたりまして深いご理解と格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

門真署勤務をされた先輩に、今度、門真署へ異動になったことを伝えたと、門真納税協会は大阪国税局内の納税協会の中で、最も活発な活動をされている納税協会の一つだから、心しておくとおっしゃっていたのですが、先日、常任理事会や広報部会役員会に出席させていただき、皆さんが非常に熱い思いを持って活動されておられるのを目の当たりにさせていただき、身が引き締まった次第です。

本年も職員一丸となり職務を全うできるよう、各種施策に取り組んでいきたいと思っておりますのでなにとぞ暖かいご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、私は、直前の2年間は、広島派遣国税庁監察官でしたが、それ以前は大阪国税局査察部に長く勤務しておりました。

今回、「税と繁栄」への寄稿に当たっていろいろ悩んだのですが、皆様にご紹介できることとしたら「査察」のことしかなく、会員の皆様には無縁な話と存じますが、なにとぞご勘弁ください。

査察制度は、悪質な脱税者に対して刑事責任を追及し、その一罰百戒の効果を通過して、適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持に資することを目的としております。一般の税務調査とは別に、偽りその他不正の行為により故意に税を免れた納税者に、正しい税を課すほか、強制的権限を行使するなど犯罪捜査に準ずる方法で調査を行い、その結果に基づき検察官に告発し、公訴の提起を求めています。

昨今の経済取引の広域化、国際化及びICT化により、脱税の手段・方法が複雑・

●らうんじ●

査察について



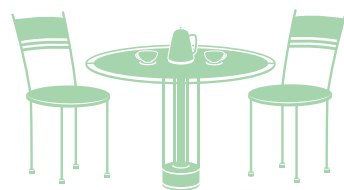
門真税務署 副署長

長谷 善昭

巧妙化している中で国税査察官は、経済社会情勢の変化に的確に対応し、悪質な脱税者の摘発に全力を挙げています。

平成26年度の査察調査の概要についてですが、全国で194件の査察調査に着手する一方で、前年度から引き続き査察調査を行っている事件も含めて180件を処理し、そのうち112件を査察官に告発しました。脱税総額は150億円、告発事件1件当たりの脱税額は1億1,000万円でした。脱税の大口としては、売上除外や架空の原価・経費の計上が多くみられたほか、告発の多かった不動産業では売上除外や架空の経費を計上していたもの、クラブ・バーではホステス報酬に係る源泉所得税を徴収していたにもかかわらず納めていなかったもの、建設業では架空の原価を計上していたものが多く見られました。脱税で得た資金の多くは、現金や預貯金、株式及び不動産として留保されていたほか、高級外車や腕時計の購入、競馬などの遊興費、特殊関係人に対する資金援助や老人ホームの入居権利金に充てられていた事例も見受けられました。

また、不正資金の一部が海外の預金で留保されていた事例や海外のカジノで消費されていた事例もありました。平成26年度中



に一番判決が言い渡された事件は98件で、うち96件の事件について有罪判決が出されました。平均の懲役月数は15.9か月、罰金額は1,600万円となっています。また、実刑判決は11人に出されました。実刑判決は昭和55年以降毎年言い渡されています。

なお、紹介させていただいた「査察の概要」は、国税庁ホームページに掲載されており「国税庁レポート2015」から抜粋させていただきました。同レポートには、査察制度のほかに国税庁のさまざまな取り組み等について紹介させていただいておりますのでご興味のある方はご覧いただければと思います。

また、国税庁ホームページのインターネット番組（Web-TAX-TV）では、「国税査察官の仕事」とタイトルの国税査察官の日頃の業務内容等を動画で配信しておりますのでご参考までに紹介させていただきます。

最後になりましたが、公益社団法人門真納税協会の会員の皆様方のご事業のご繁栄とご家族のご健康とご多幸を心からお祈り申し上げますとともに、今後におきましても今までと変わりのないご支援とご協力をお願い申し上げます。

「金融腐蝕列島シリーズ」

高杉 良



My Book
私の一冊



門真税務署 個人課税第四部 納税者相談官 吉田 孝

私自身読書が趣味で、自宅で改まって読むということはありませんが、今までに通勤時間の長い勤務地の際に時間つぶして読むことがありました。気に入った本に巡り合うと電車の中で睡眠も忘れて読んでいました。一般的に選ぶ基準は、おもしろかった本があれば、その同じ作者のシリーズを読むことが多いです。

ジャンルはどちらかといえば経済小説が好きで、山崎豊子や高杉良などの作品をよく読みました。

その中でも、「高杉良」の「金融腐蝕列島シリーズ」が印象深く面白かったです。日本の銀行・証券会社など金融業界の内情を描き、バブル景気崩壊後の総会屋事件、不正融資、メガバンクの再編など現実にあった事件を題材にした小説で、5作品ほどシリーズ化され、一部映画化されたと思います。

一部難しい表現などもありますが、緊迫した場面などもうまく描写されており、飽きることなく一気に読み進んでいった覚えがあります。

今は通勤時間も短く、電車の中は睡眠時間になっていますが、また読書をする時間ができれば、夢中になれる作品に出会いたいと思います。



音楽を志し、演奏活動を始めて60年、今も大東市を拠点に活躍される音楽家・中島達男さん（78才）、文字通り音楽一筋の道を歩まれています。クラリネット奏者として日々に精励されると共に作曲活動にピアノの製作にも励まれる。音楽の魅力は無限と、楽しみ方を話して頂きました。

元来、音源とされる人間の耳に聴こえる音は（音には／音程・音色・拍子と3要素がある）、生活の手段として、情報の伝達に取り入れられたとされています。それが長年の時を得て言葉となり、生活に余裕ができると、音を中心の中の支えとして現在の音楽に発展したものと云われていますが、「音楽」という字を考えた人は、本当に素晴らしい人だと思えます。

音＝人間の耳で聴く5感の一つ
 楽＝楽しい幸せと感じる満足感
 音楽＝音を楽しむ（自然界で耳に聴こえる全ての音を指している）

そして音楽は演奏する人と、それを聞く人の心と心のコミュニケーション。心という字に音という字を乗せると「意」という字になります。意（ころ）という字は人の心の中を指す意味（注意、意見、意志、意気、意気地、等）が多いですが、真にその通りで音楽の音は心なのです。

次に、音楽の楽の上に草冠を乗せると、「葉」となり音楽は心の葉、人間にとって目には見えないけど心の妙薬な

音楽の魅力と楽しみ方



音楽家

中島 達男さん



パソコンの前で作曲りに勤しむ中島さん(H27.7.14大川創業様にて)

さは無限と云っても過言ではありません。正解が（答が）無いからではなく、正解が無限にあるからです。音楽の持つ魅力は永久に失うことがないでしょう。私にとって、音楽はこの60数年間、楽しさより苦しみのほうが圧倒的に多かった。しかし、苦しんでもその魅力は60数年間失うことは無かった。今でも音楽は素晴らしいと思っております。

中島達男氏プロフィール

1953年からクラリネットを始める。和声学、音楽理論を村尾義晴氏に、クラリネットを後藤高行氏、合奏技法を朝比奈隆氏に師事した。1957年から陸上自衛隊中部方面音楽隊に所属しコンサートマスターとして、東京オリンピック、大阪万国博等数々の国際行事に参加。その間、実に6000回以上の演奏会をこなしてきた。退官後、関西フィルハーモニー管弦楽団の事務局次長を経て、現在大川創業株式会社に在籍し、演奏会企画、後輩の指導、演奏活動等々活躍している。平成10年、秋の叙勲で瑞宝章を授与された。

「想い出の写真」



写真上／S39年10月東京オリンピックでの写真
写真下／H10年叙勲記念コンサート

中島達男さんのこと

昭和12年8月生まれ。鳥取県米子市出身。地元日立製作所安来(やすぎ)に勤務されるが、音楽家を志して、陸上自衛隊中部方面隊に入隊。音楽隊コンサートマスターとして活躍。昭和39年10月の東京オリンピックや大阪万博の国際行事等の数々の晴れ舞台で活躍。

幹部指導より、現役の演奏活動を志願し、53歳で退官された後、演奏家として後進の指導、育成に尽力される。

退官後は、「長年の知己」関西フィルハーモニー管弦楽団の代表に就任された大川創業(株)の大川真一郎氏と共に関西フィルの事務局次長としてその発展に多くの足跡を残され、現在は大川創業(株)の音楽活動の企画演奏等にも活躍。当協会広報部会で催すまちかどコンサートやふれ愛コンサートでも大変ご尽力頂いております。

車が大好きでA級ライセンスも若いころ取得され数々のレースにも挑戦。レーザーと音楽も相容れるところがあると語られる。演奏家として「生涯現役！」これからの音楽活動に限りない熱い情熱が伝わってきます。

〔記〕加藤忠広

消費税法改正のお知らせ

平成27年4月に消費税法の一部が改正されました。主な改正内容は次のとおりです。

I 消費税率及び地方消費税率の引上げ等

消費税率及び地方消費税率の8%から10%への引上げ時期

消費税率及び地方消費税率の8%から10%への引上げ時期が、平成29年4月1日とされました。

引上げ後の税率(10%)は、平成29年4月1日(適用開始日)以後に行われる資産の譲渡等、課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に適用され、適用開始日前に行われた資産の譲渡等、課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物には、改正前の税率が適用されます。

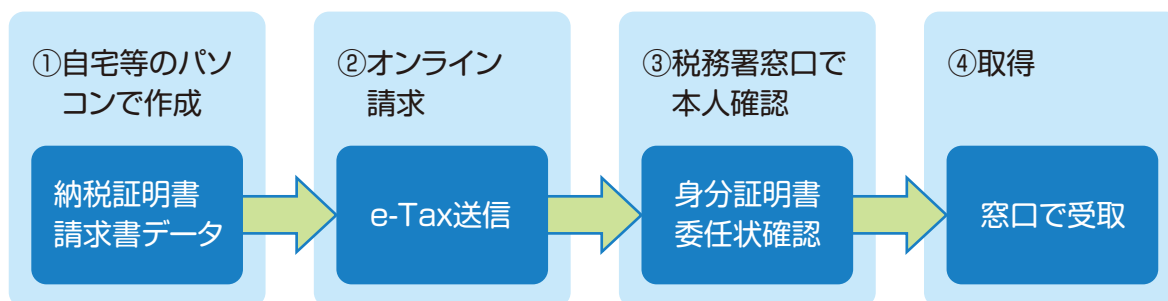
適用開始日 区分	現 行	平成29年4月1日
消費税率	6.3%	7.8%
地方消費税率	1.7% (消費税額の17/63)	2.2% (消費税額の22/78)
合 計	8.0%	10.0%

ただし、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等のうち一定のものについては、改正前の税率を適用することとするなどの経過措置が講じられています。

納税証明書のオンライン請求について

税務署窓口で納税証明書を受け取る場合、自宅等からのオンライン請求に、電子証明書やICカードリーダライタが不要となりました。

納税証明書の交付請求書の作成に当たっては、e-Taxホームページのe-Taxソフト(Web版)をご利用ください。



オンライン請求のメリット

- ①手数料が安価です。1税目1枚370円(通常400円)
- ②窓口で書面より請求する場合と比べ、短い時間で受け取れます。
(当日の受取を指定された場合には、多少お時間をいただくことがあります。)

平成27年10月から

マイナンバーが国民のみなさまのもとに!



導入準備は進んでいますか?

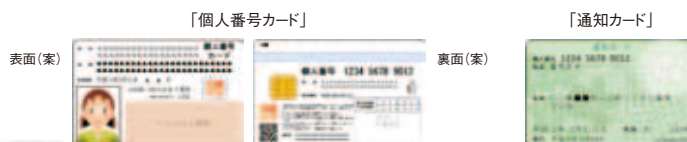
マイナンバー導入チェックリスト

☆マイナンバーの導入に際し、事業者のみなさまは、社会保障や税の手続きのため、従業員の方々からマイナンバーを取得し、適切に管理・保管する必要があります。

従業員数の少ない事業者では、以下のチェックリストを参考にしてください。

〈担当者の明確化と番号の取得〉

- マイナンバーを扱う人を、あらかじめ決めておきましょう(給料や社会保険料を扱っている人など)。
- マイナンバーを従業員から取得する際には、利用目的(「源泉徴収票作成」「健康保険・厚生年金保険届出」「雇用保険届出」)を伝えましょう。
- マイナンバーを従業員から取得する際には、番号が間違っていないかの確認と身元の確認が必要です。
 - ①顔写真の付いている「個人番号カード」か、②10月から届くマイナンバーが書いてある「通知カード」と「運転免許証」などで確認を行いましょう。
 - ※ 従業員で身元の確認が十分できている場合は、番号だけ確認してください。
 - ※ アルバイトやパートの方も、マイナンバーの番号確認や身元確認が必要になります。



〈マイナンバーの管理・保管〉

- マイナンバーが記載された書面は、カギのかかる棚や引き出しに大切に保管するようにしましょう。無理にパソコンを購入する必要はありません。
- パソコンがインターネットに接続されている場合は、ウィルス対策ソフトを最新版に更新するなどセキュリティ対策を行いましょう。
- 従業員の退職や契約の終了などでマイナンバーがなくなったら、細かく裁断するなどマイナンバーの書いてある書類を廃棄しましょう。パソコンに入っているマイナンバーも削除しましょう。

〈従業員の皆さんへの確認事項〉

- 裏面を掲示板に貼るなどして、従業員の皆さんに通知が届く時期や何に使うかなど、基本的なことを知ってもらいましょう。

贈与税の税制改正のあらまし

平成27年1月1日施行

贈与税 改正1 相続時精算課税

○ 適用対象者の範囲の拡大など相続時精算課税の適用要件が変わります。

贈与者	【改正前】 ・ 贈与をした年の1月1日において 65歳以上 の者	【改正後】 ・ 贈与をした年の1月1日において 60歳以上 の者
受贈者	【改正前】 ・ 贈与を受けた年の1月1日において 20歳以上 の者 ・ 贈与を受けた時において 贈与者の推定相続人	【改正後】 ・ 贈与を受けた年の1月1日において 20歳以上 の者 ・ 贈与を受けた時において 贈与者の推定相続人及び孫

※ 受贈者(財産の贈与を受けた人)は、贈与者(財産の贈与をした人)ごとに「相続時精算課税」を選択することができます。「相続時精算課税」を選択するためには、贈与税の申告書の提出期限までに贈与税の申告書と相続時精算課税選択届出書を税務署に提出しなければなりません。
(注) 「相続時精算課税」を選択した場合は、その選択に係る贈与者から贈与により取得する財産については、その選択をした年以降、全て相続時精算課税が適用され、「暦年課税」へ変更することはできません。

贈与税 改正2 贈与税(暦年課税)の税率構造

最高税率の引上げや孫等が直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率構造が変わります。

基礎控除後の課税価格	【改正前】 税率	【改正後】 一般税率 (一般贈与財産)(※)	特例税率 (特例贈与財産)(※)
～ 200万円以下	10%	10%	10%
200万円超 ～ 300万円以下	15%	15%	15%
300万円超 ～ 400万円以下	20%	20%	
400万円超 ～ 600万円以下	30%	30%	20%
600万円超 ～ 1,000万円以下	40%	40%	30%
1,000万円超 ～ 1,500万円以下	50%	45%	40%
1,500万円超 ～ 3,000万円以下		50%	45%
3,000万円超 ～ 4,500万円以下		55%	50%
4,500万円超 ～	55%		55%

※ 暦年課税の場合において、直系尊属(父母や祖父母など)からの贈与により財産を取得した受贈者(財産の贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の者に限ります。)については、「特例税率」を適用して税額を計算します。
この特例税率の適用がある財産のことを「特例贈与財産」といいます。また、特例税率の適用がない財産(「一般税率」が適用する財産)のことを「一般贈与財産」といいます。

暦年課税の税額計算

1 贈与により一般贈与財産又は特例贈与財産のいずれか**のみ**の財産を取得した場合

$$〔基礎控除後の課税価格〕 \times 税率(※) - 控除額 = 税額$$

※税率は、取得した財産に応じて、一般贈与財産の場合は**一般税率**を、特例贈与財産の場合は**特例税率**を適用します。

贈与税の速算表

【一般贈与財産用】

区分	200万円以下	300万円以下	400万円以下	600万円以下	1,000万円以下	1,500万円以下	3,000万円以下	3,000万円超
一般税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	-	10万円	25万円	65万円	125万円	175万円	250万円	400万円

【特例贈与財産用】

区分	200万円以下	400万円以下	600万円以下	1,000万円以下	1,500万円以下	3,000万円以下	4,500万円以下	4,500万円超
特例税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	-	10万円	30万円	90万円	190万円	265万円	415万円	640万円

2 贈与により一般贈与財産と特例贈与財産を取得した場合

次の①及び②の合計額(① + ② = 税額)

一般贈与財産に対する金額 : $a \times (A / C)$ … ①

特例贈与財産に対する金額 : $b \times (B / C)$ … ②

- A : 一般贈与財産の価額
B : 特例贈与財産の価額
C : 合計贈与価額(A+B)
(※ A、B及びCは、課税価格の基礎に算入される価額)
a : 合計贈与価額Cについて一般税率を適用して計算した金額
b : 合計贈与価額Cについて特例税率を適用して計算した金額

例: 贈与によりa一般贈与財産100万円とb特例贈与財産400万円(合計500万円)を取得した場合

500万円-110万円=390万円(基礎控除後の課税価格)

aに対応する金額

$$(390万円 \times 20\% - 25万円) \times (100万円 / 500万円) = 106,000円 \quad \dots \text{①}$$

bに対応する金額

$$(390万円 \times 15\% - 10万円) \times (400万円 / 500万円) = 388,000円 \quad \dots \text{②}$$

$$\text{①} + \text{②} = 494,000円 \text{ (納める税額)}$$

大阪府からのお知らせ

**個人事業税の【第1期分】の納期限は、8月31日(月)です。
期限内に納付していただきますよう、よろしくお願いいたします。**

※第2期分は11月30日(月)です。

8月に第1期分及び第2期分の納付書をまとめて送付します(口座振替ご利用の方を除きます。)ので、納付時には、お間違いのないようご注意ください。

*年間の税額が1万円以下の場合、第2期分の納付書はありません。

*個人事業税の納付用紙のうち、コンビニエンスストア収納用のバーコードが印刷されたもの(30万円以下のもの)については、以下の全国のコンビニエンスストアで納めることができます。

サークルK、サンクス、セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ファミリーマート、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン(五十音順)

個人事業税の納税には、便利で安心・安全な預金口座振替をご利用ください!

納付書に同封または府税事務所に備付けの大阪府税預金口座振替依頼書に必要事項を記入し、預金通帳使用印鑑を押印のうえ、お申し込みください。

お申込みから概ね3か月後の納付分から口座振替が開始されます。

※ゆうちょ銀行(郵便局)ではお取り扱いできません。

従業員の個人住民税は特別徴収で納めましょう!

所得税の源泉徴収義務のある事業者(給与支払者)は特別徴収義務者として、法人・個人を問わず、従業員(納税義務者)の個人住民税を特別徴収することが法律(地方税法第321条の4及び市町村条例)により義務づけられています。

事業者の皆さん、個人住民税は特別徴収で納めましょう。

大阪府と府内の市町村は連携して特別徴収の推進に取り組んでいます。

エルタックス eLTAX を会計事務のパートナーに!

地方税ポータルシステム(eLTAX:エルタックス)を利用し、自宅・オフィスからインターネット経由で、個人住民税の給与支払報告書等の提出や法人住民税の申告ができます。簡単・便利なeLTAXを是非ご利用ください。

詳しくは、大阪府のホームページをご覧ください。

(府税ホームページ「府税あらかると」 <http://www.pref.osaka.lg.jp/zei/alacarte>)

(お問い合わせ先) 大阪府北河内府税事務所 個人事業税課 TEL072-844-1331



大阪府広報担当副知事もずやん

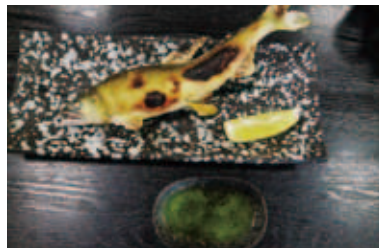


JR野崎駅下車徒歩6分

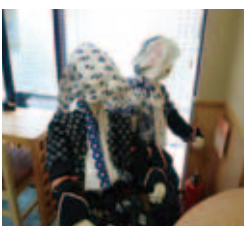
魚屋直営の目利きした旨い魚のお料理

海鮮居酒屋 お食事処 **泰弘水産(株)**
 奥林 社長

大東編

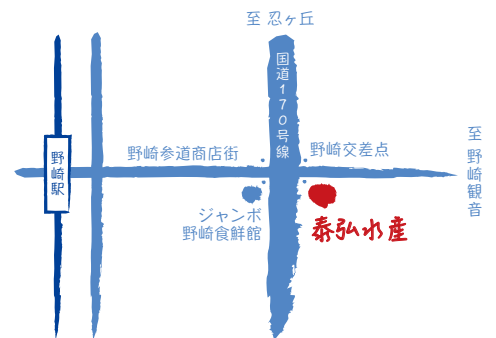


上左/泰弘水産外観 上中/鯖の棒鯖寿司 上右/奥林社長と料理長
 下左/奥林社長と大東地区広報役員、夏の旬はも
 中央/はた姿煮とあご姿煮、あゆ塩焼き
 下右/店内



店内の八瀬の売り子人形

大阪府大東市野崎2-3-6 1F ☎072-878-1400
 昼の部 お食事処泰弘
 営業時間11:00~14:30
 夜の部 海鮮居酒屋泰弘
 営業時間17:00~22:00
 定休日: 水曜日



**大東・野崎といえば、野崎参り、
 が有名**
**その参道前に昨年11月に衝撃的
 にオープンしたお店**

昼は「お食事処泰弘」、夜は「海鮮居酒屋泰弘」魚の仲買、卸、小売、水産加工の全てを手掛けた「泰弘水産(株)」の本店直営として大評判!

全国各地から取り寄せた新鮮かつ最高の「魚の旬」を見極めてよりリーズナブルな価格で提供する泰弘水産ならではの貫いたオリジナルなシステム。泰弘水産を総括する奥林社長は「魚は回遊しており、魚の旬を見極めて、同じ魚でも獲れる海域、時期によって、魚が違います。魚の目利きが大切です。当社だからこそ安心してお客様に提供できます」と心意気を語る。

明るくレストラン風の気軽に入れる店内では、お客様に提供する一夜干しの魚が数多く陳列、観光客にはもちろんの事、野崎の人々にも大好評。当店自慢の新鮮な棒鯖寿司は即完売するほどの人気品。ちなみに棒鯖寿司は奥林夫人が受け持ち、目利きされた魚料理と家族連れのお客にも喜ばれる数々の料理はスゴ腕の料理人が腕を振るう食のおもてなしは最高です!

新鮮際立つ美味のはた、赤穂鯛の姿煮・新鮮なハモ・新鮮魚介の活け作りはいずれも味わい深く、広報役員も大満足でした。

この夏、猛暑に負けない・暑気払いと英気に是非お出かけください。

ちなみに京・八瀬の名物(柴漬け)も八瀬の売り子人形が迎えてくれます。



上左/ケーブルテレビにて生放送番組に出演
下左/代表の吉村さんとスタッフ
上中/観光ステーション正面看板
下中/オープニングセレモニーテープカット
上右/のざき観光ステーション入口
下右/野崎ほんわかスタジオ

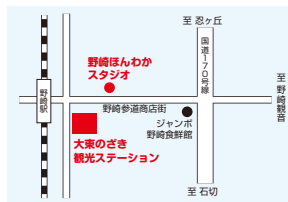


代表の吉村悦子さん

大東のざき観光ステーション大東観光協議会代表で野崎参道商店街振興組合理事長の吉村悦子さんは、大東市の歴史と魅力を紹介する情報発信基地としての役割を大東市の皆さんと一緒に推進していきたいと熱い思いを語る。



クオリティーの高い手作りの品物の販売



所在地: 大東市野崎 1-3-5
最寄駅: JR野崎駅前
電話: 072-888-1010



**大東市を一大観光の発信地に!
訪れる人々のおもてなし
今、大東・野崎が熱い!**

今年6月28日(日)、JR野崎駅前に新しく「大東のざき観光ステーション」(大東観光協議会)野崎の観光と地域情報発信の期待を担って華々しくオープン。大東市長始め多くの来賓と地元の人々が列席してオープニングセレモニーを開催。

「野崎参りは屋形船でまいる」(野崎小唄)で全国的に知られる「野崎参り」をさらに広めていきたいと新しい大東市プロジェクトを立ち上げた。

「野崎大好き」を自負する代表の吉村悦子さんは、野崎駅前の3階建ての駅前ビル賃貸ビルを借り、一階は観光ステーションとして訪れる観光客に大東市の魅力を発信するインフォメーションに、そして観光グッズや市民手作り作品の展示販売にもブースを提供、2階、3階は、ハンドメイド教室・歴史講座などレンタルスペースとして利用、また若者の情報発信の野崎ほんわかスタジオの拠点を中心に動画を配信し、年間を通して大東市の魅力を発信していきたいと心意気を語られる。

また戦国大名として畿内の統一を成し遂げた三好長慶が居城にした大東の飯盛山、日本のキリシタン大名の発祥でもある歴史的な背景を訪れる人々にも知ってもらいたいと様々な文化企画を発信されている。

元気もりもり、活き活き、大東市の魅力の演出にも注目の人、そして今野崎が熱く燃えている!



法人部会 税法実務 研修会

日 時：27.6.17(水)PM2:00～
場 所：納税協会会議室
出席者：24名
講 師：税理士 倉茂 瑞生 先生



個人資産税部会 簿記教室

日 時：27.6.8・10・12・15の4日間
場 所：納税協会会議室
出席者：37名
講 師：税理士 高上 薫 先生



青年部会 人間力 養成講座

日 時：H27.7.2(水)PM1:30～
場 所：納税協会会議室
出席者：65名
講 師：時習堂館長 北山 顕一 氏



間税部会 工場見学会

日 時：H27.6.9(火)
参加者：43名
行き先：キリンビール神戸工場
湯郷温泉ゆのこう館



法人部会 メインバー セミナー

日 時：H27.7.8(水)PM2:00～
場 所：納税協会会議室
出席者：68名
講 師：社会保険労務士 津田 英人 氏



個人資産税部会 パソコン 会計教室

日 時：H27.6.16(火)PM1:30～
場 所：納税協会会議室
出席者：24名
講 師：NKSインストラクター



会 員 状 況

区 分	法人会員	個人会員
守口地区	516 (533)社	361 (376)人
門真地区	518 (525)社	343 (350)人
大東地区	428 (431)社	278 (280)人
四條畷地区	140 (146)社	148 (152)人
管 外	12 (12)社	82 (89)人
合 計	1,614 (1,647)社	1,212 (1,247)人

H27.8.1現在 ()内はH26.8.1



平成27年7月11日・12日の2日間、道頓堀川で、大阪ミナミ400年祭・本祭 & にぎわいスクエアが開催。商店街等のかわいいキャラクターの参加に加え、鳥取県からは、ゲゲの鬼太郎が来場し名探偵コナンなど鳥取県ゆかりのアニメキャラクターの着ぐるみも登場し、会場を盛り上げてくださいました。

〈表紙写真〉
大阪ミナミ400年祭・本祭
& にぎわいスクエア
(大阪府大阪市)
撮影：加藤 忠廣

協会事業のご案内

人間力養成講座（第4講）

- 日時 9月3日（木）
午後1時30分～
- 内容 〃 翁問答〃 に学ぶ
人間探究・一休宗純
- 会場 納税協会3階会議室
- 講師 北山 顕一氏
- 参加料 〃 有料

7・8月決算法人説明会

- 日時 9月4日（金）
午後2時～
- 会場 納税協会3階会議室
- 講師 〃 税務署担当官
- 参加料 〃 無料

改正法人税法説明会

- 日時 10月21日（水）
午後2時～
- 会場 〃 守口文化センター
- 講師 〃 税務署担当官
- 参加料 〃 無料

秋季特別研修会

- 日時 10月30日（金）
午後3時～
- 会場 〃 霊山歴史館
- 講師 〃 霊山歴史館土方宥二氏他
- 参加料 〃 有料

9・10・11月決算法人説明会

- 日時 11月6日（金）
午後2時～
- 会場 〃 納税協会3階会議室
- 講師 〃 税務署担当官
- 参加料 〃 無料

税を考える週間

まちかどコンサート

- 日時 11月11日（水）
午後2時～、午後4時～
- 内容 〃 税金クイズと税のPR
・まちかどコンサート
- 会場 〃 ポップタウン
住道オペラパーク
1階プラザフェスタ
- 参加料 〃 無料



（昨年度風景）

年末調整説明会

- 日時 11月19日（木）
午後2時～
- 会場 〃 大東市民会館
- 講師 〃 税務署担当官、市役所担当者

年末調整説明会

- 日時 11月20日（金）
午後2時～
- 会場 〃 守口文化センター
- 講師 〃 税務署担当官、市役所担当者

税金クイズとふれ愛コンサート

- 日時 12月15日（火）
午後4時～
- 内容 〃 第1部 税金クイズ
第2部 ふれ愛コンサート
大阪桐蔭高等学校吹奏楽部
- 会場 〃 守口文化センター
（エナジーホール）
- 定員 〃 400名
- 入場料 〃 無料

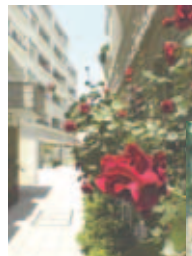


（昨年度風景）

地域社会と共に歩む、 それが私達の願いです。

光亜グループ

光亜興産株式会社
株式会社新光亜
北近畿住建株式会社
株式会社光和
株式会社サンコオア
株式会社サンエイト
株式会社アミューゼ



本社 大阪府門真市末広町43番1号
TEL (06)6909-4801

事業概要

土地建物の総合コンサルティング及びオーガナイザー
（都市開発、設計、建築施工、建物運営管理、メンテナンス、マンション・戸建住宅の設計施工）



株式会社新光亜・株式会社アミューゼ
KOA GROUP
Korea's advanced society application